



# 長野県報

7 月 30 日(木)  
令和 8 年  
(2026 年)  
第 730 号

## 目次

### 規 則

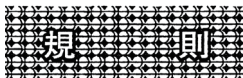
|                                       |   |
|---------------------------------------|---|
| 特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（人事課）           | 1 |
| 県職員以外の者の旅費又は費用弁償に関する規則の一部を改正する規則（財政課） | 2 |
| 財務規則の一部を改正する規則（会計課）                   | 2 |
| 一般職の職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）   | 2 |

### 告 示

|                                                                                  |   |
|----------------------------------------------------------------------------------|---|
| 地方自治法に基づく指定公金事務取扱者への公金事務の委託（こども・家庭課）                                             | 3 |
| 道路の区域変更及び関係図面の縦覧（3 件）（道路管理課）                                                     | 3 |
| 道路の供用開始及び関係図面の縦覧（2 件）（道路管理課）                                                     | 4 |
| 昭和 44 年選告示第 4 号（地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数）の一部改正（選挙管理委員会） | 5 |

### 公 告

|                                                        |    |
|--------------------------------------------------------|----|
| 大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定による届出及び届出書の縦覧（7 件）（産業立地・IT 振興課） | 6  |
| 大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項の規定による届出及び届出書等の縦覧（産業立地・IT 振興課）     | 12 |
| 特定調達契約に係る一般競争入札（情報管理課）                                 | 13 |
| 特定調達契約に係る落札者の決定（科学捜査研究所）                               | 15 |



特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和 8 年 7 月 30 日

長野県知事 阿 部 守 一

### 長野県規則第 43 号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（昭和 44 年長野県規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 1 号及び第 4 号中「又は診療エックス線技師」を削る。

第 15 条第 2 項中「住居手当、配偶者手当及び子女教育手当」を「在外住居手当、同行配偶者手当、同行子女手当、子女教育手当及び在外単身赴任手当」に、「にあつては同法の規定による支給額に 100 分の 80 を乗じて得た額とし、住居手当にあつては同法の規定による限度額に 100 分の 80 を乗じて得た額を限度とし、配偶者手当にあつては」を「、同行配偶者手当及び同行子女手当にあつては、」に改める。

#### 附 則

（施行期日等）

1 この規則は、令和 8 年 8 月 1 日から施行し、この規則による改正後の特殊勤務手当に関する規則（次項及び附則第 3 項において「改正後の規則」という。）の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。

（外国勤務手当の内払）

2 この規則による改正前の特殊勤務手当に関する規則の規定に基づいて、令和 8 年 4 月 1 日以後の分として職員に支払われた外国勤務手当は、改正後の規則の規定による外国勤務手当の内払とみなす。

（同行子女手当相当額に関する経過措置）

3 令和 8 年 4 月 1 日からこの規則の施行の日の前日までの間において、一般職の職員の給与に関する条例（昭和 27 年長野県条例第 6 号）第 13 条の規定により扶養手当（在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和 27 年法

律第93号)第6条第5項に規定する同行子女に相当する子に係るものに限る。)の支給を受けた職員に係る同行子女手当相当額(改正後の規則第15条第2項の規定による外国勤務手当の額のうち同行子女手当に相当する額をいう。以下同じ。)は、当該扶養手当の額を控除した額とする。ただし、月の中途において同行子女手当相当額の支給を受けることとなった場合における当該月の分については、この限りでない。

人 事 課

県職員以外の者の旅費又は費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。  
令和8年7月30日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第44号

県職員以外の者の旅費又は費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

県職員以外の者の旅費又は費用弁償に関する規則(昭和33年長野県規則第60号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第173条の6」を「第173条の7」に改める。

第4条の見出し中「種類」を「種目」に改め、同条第1項中「種類」を「種目」に、「車賃、宿泊料」を「その他の交通費、宿泊料、包括宿泊費」に、「扶養親族移転料」を「家族移転料」に改め、同条第2項中「種類」を「種目」に、「車賃、宿泊料」を「その他の交通費、宿泊料、包括宿泊費」に改める。

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、令和8年9月24日から施行する。
- この規則による改正後の県職員以外の者の旅費又は費用弁償に関する規則第4条の規定(家族移転料に係る部分に限る。)は令和8年3月1日から、同条の規定(家族移転料に係る部分を除く。)は同年4月1日から適用する。

財 政 課

財務規則の一部を改正する規則をここに公布します。  
令和8年7月30日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第45号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則(昭和42年長野県規則第2号)の一部を次のように改正する。

第291条及び第292条第2項中「第243条の2の8第1項後段」を「第243条の2の9第1項後段」に改める。

第293条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

附 則

この規則は、令和8年9月24日から施行する。

会 計 課

一般職の職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。  
令和8年7月30日

長野県人事委員会委員長 青 木 悟

長野県人事委員会規則第19号

一般職の職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則

一般職の職員の旅費に関する規則(昭和30年長野県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第8条第2号中「車賃、宿泊料」を「その他の交通費、宿泊料、包括宿泊費」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

人事委員会事務局